

北九州市立若松図書館の指定管理者による不正行為に対する対応について

北九州市（以下、「市」）では、北九州市立中央図書館及び子ども図書館を除く市内の図書館（6館及び6分館）は指定管理者による管理を行っている。

令和5年3月8日に若松図書館（指定管理者：株式会社日本施設協会（以下、「同社」））での不正行為に関する公益通報が、通報の窓口である教育委員会にあった。

これを受け、教育委員会による調査及び同社関係者への事情聴取を行った結果、同社が不正行為を認めため、市としての対応を決定し、報告するもの。

1 公益通報の内容

同社社長（以下、「社長」）の指示により、若松図書館で図書の貸出冊数を不正に水増し※している。

※複数の社員等の図書館カードの情報を使用して、貸出処理した図書を本人に渡さないまま返却処理し、貸出実績として計上

2 教育委員会が行った事実確認により判明した不正行為

社長の指示により、若松図書館において図書の不正貸出し（水増し）が行われていた。

〔期 間〕 令和4年11月末から令和5年3月末まで

〔不正貸出数〕 貸出冊数：20,216冊、貸出者数：実人数39人、延べ人数：2,060人

3 市の対応

（1）文書による指導

本件により、市との間で経済的な損害は発生しておらず、図書の貸出実績も修正された。しかし、図書館行政に対する市民の信頼を損なう不正行為であり、今後の適切な図書館運営が確保されるよう、令和5年6月21日付文書にて、不正の事実を指摘した上で、再発防止に向けた取組について真摯に検討し、誠実に履行するよう強く指導した。併せて、その内容について、同年7月7日までに報告するよう求めた。

（2）再発防止策

①統計データの動向チェック及び実地検査の実施

各館月報に記載の貸出冊数等を統計化し、不自然な数値の増減などが確認された場合は、不正防止の観点から、抜打ちによる実地検査を行う。

②図書館カード使用者の厳格化

今回の事案は、本人以外の図書館カードを使って図書の貸出を行ったということから、図書館カードの本人以外への貸出禁止を明文化する。（幼児や来館困難者など配慮すべき事情がある方については、現在と同様、本人以外の方でも図書館カードを利用できるよう配慮する。）

<参 考>

1 北九州市立図書館の指定管理者

図書館名	指定管理者	現在の指定期間
門司図書館 (2分館含む)	(株) 図書館流通センター	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日 (4年間)
小倉南図書館 (1分館含む)	日本施設協会・図書館流通センター 共同事業体	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 (5年間)
若松図書館 (1分館含む)	(株) 日本施設協会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日 (5年間)
八幡図書館 (2分館含む)	(株) 図書館流通センター	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日 (5年間)
八幡西図書館	(株) 黒崎コミュニティサービス	平成24年7月1日～ 令和9年6月30日 (15年間)
戸畑図書館	(株) 日本施設協会	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)

注) 北九州市立中央図書館及び子ども図書館は、市が直接運営を行っている。

八幡西図書館は、PFI方式により整備し運営を行っている。

2 これまでの経緯

- (1) 通報者の情報に基づき、教育委員会にて調査した結果、不自然な貸出実績を確認した。
 - ・ 不正な貸出処理の可能性がある者の情報をシステムで確認（令和5年3月分）したところ、1日の貸出冊数上限10冊の貸出・返却を連続して行っている者が複数いた。
 - ・ 令和4年12月から令和5年3月までの貸出冊数が、若松図書館のみ対前年度比で20～30%程度増加（他館は減少）していた。
- (2) 令和5年4月下旬、教育委員会が社長及び同社関係者に対する事情聴取を実施した結果、不正行為を認めたため、不正貸出しの冊数及び人数について、詳細の事実確認を指示した。

3 不正行為に至った背景

社長から、同社が令和4年度まで指定管理者であった門司図書館について、令和5年度から令和8年度までの指定管理者に選定されず、令和6年度からの若松図書館の選定に危機感をもったとの説明があった。

【問い合わせ先】
教育委員会中央図書館運営企画課
担当：藤原（課長）、内徳（係長）
TEL：093-571-1481